

仕 様 書

仕 様 書 番 号	5
仕様書作成年月日	令和8年6月11日
調 達 要 求 番 号	6NQ01CE0011
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊厚生科
担 当 者	國井 富久美
品 名	宿舍整備 笹森1・2・3号壁面塗装（玄関扉） 他159件

1 適用範囲

本仕様書は、公務員宿舎において実施する「宿舍整備役務」について適用する。

2 実施場所

- (1) 福島市荒井字下笹森61-4 笹森宿舎
- (2) 福島市荒井字台原8-2 台原宿舎
- (3) 福島市荒井字中町裏1-10 荒井宿舎

3 作業内容

- (1) 公務員宿舎住戸における定期整備の項目毎に必要な都度、内装整備を行う。
- (2) 整備に必要な作業は全て含むものとし、規格は別紙第1「宿舍整備規格」に示すものと同等品以上とする。

4 特記事項

- (1) 整備に当たり、現地の状況及び仕上げを確認すること。
- (2) 整備範囲の周囲は、生活に支障が出ないようにすること。
- (3) 各所寸法及び納まりは本仕様書及び別紙第2「宿舍平面図」を標準とするも、整備に当たり現地にて詳細な採寸、色合わせ等を実施すること。

5 作業写真

作業写真は、使用材料及び作業前・中・後をそれぞれ撮影し、整理して1部を監督官に提出すること。

6 完了検査

役務完了の際は、所定の様式による「完了届」を提出し、検査官の検査を受ける。不合格の場合には、速やかに不備箇所の手直しを行い、再検査を受けるものとする。

7 提出書類（各1部提出）

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 材料検査書
- (5) 作業日報
- (6) 完了届
- (7) 発生材調書
- (8) マニフェストE票の写し
- (9) 作業写真
- (10) その他（監督官の指示による。）

8 その他

- (1) 整備に当たり、本仕様書によるほか、メーカー仕様及び監督官の指示に基づき実施する。
- (2) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。
- (3) 実施に当たっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守する。また、必要ある届出等は、請負者の負担において実施する。
- (4) 使用する資器材等は、全て請負者において準備する。
- (5) 許可なく、整備場所及び指定された場所以外への立ち入りを禁ずるものとする。
- (6) 整備における破損修理及び事故における対策等は、全て請負者の責任において実施する。
- (7) 本役務中に、不良箇所及び修理を要する箇所が発見された場合は、別途とする。
- (8) 本仕様書に関し疑義のある場合は、監督官に報告し、指示を受ける。
- (9) 産業廃棄物は原則として、請負業者側で処理し、マニフェストE票の写しを提出すること。
但し、令和9年2月1日以降の産業廃棄物については、監督官の指示する場所に引き渡すものとする。
なお発生材について、監督官の指示する場所に種別ごと整理の上、発生材調書を提出する。
- (10) 監督官の指示する短期間での整備に対応しうること。
- (11) 監督官の指示する工期を遵守すること。